

迷惑行為防止条例が一部改正されました

～社会環境の変化に応じて悪質な迷惑行為を規制対象に追加～

平成29年12月1日施行



～ 主な改正点 ～

第12条「嫌がらせ行為の禁止」において、新たに

- 住居等の付近をみだりにうろつく行為
著しく不安を覚えさせるような方法により、特定の者の住居等の周りをみだりに歩き回ったり、行ったり来たりする行為
- SNSのメッセージ連続送信、ブログ等への連続書き込み
相手から拒まれたにもかかわらず、SNSを用いたメッセージの連続送信やブログ・SNS等の個人ページへの連続した書き込みが嫌がらせ行為として追加規制されました。



条例第12条では…

「正当な理由」がなく、「特定の者」に対し、「嫌がらせ行為」を「反復して」はならないと規定しており、「嫌がらせ行為」には以下8類型があります。

- ① つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居等の付近での見張り、押し掛け、うろつき
- ② 行動を監視していると思わせるような事項の告知
- ③ 面会、その他の義務なき行為の要求
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒まれたにもかかわらず、連続して電話をかけたり、ファックスや電子メールの送信、SNS・ブログ等への送信・書き込み
- ⑥ 汚物、動物の死体などの著しく不快・嫌悪の情を催させるような物の送付
- ⑦ 名誉を害する事項の告知
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知、性的羞恥心を害する文書・写真等の送付

※ 下線部が追加された行為です。

【罰則】 違反すると、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習の場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

Q 「反復して」とは、何回以上することなの？

A 2回以上の嫌がらせ行為を繰り返すことを意味しますが、どのような場合に該当するのかは、個々具体的事案ごとに判断されます。

Q 「拒まれたにもかかわらず」とは、どのような意味なの？

A 被迷惑者が嫌がらせ行為をしてくる相手に対して、電話連絡、ファックスや電子メールの送信及びSNS・ブログ等へのメッセージ送信、書き込みを止めるよう意思表示を行うことです。

お問い合わせは、警察本部県民安全対策課へ

電話番号 022-221-7171 (代表) ※土日を除く午前9時から午後5時まで

◎◎ 迷惑行為防止条例の一部を改正する条例新旧対照表
 ◎ 迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）

改正後（新）	改正前（旧）	備考
<p>第一条～第十一条 略 （嫌がらせ行為の禁止） 第十二条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復してしてはならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</p> <p>二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p> <p>四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p> <p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。</p> <p>六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>第一条～第十一条 略 （嫌がらせ行為の禁止） 第十二条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第二項に規定するストーカー行為を除く。）を反復してしてはならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。</p> <p>二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p> <p>四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p> <p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信であつて、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するためのものをいう。）の送信をすること。</p> <p>六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>○ 項ずれの修正（公布日施行）</p> <p>○ 「うろつき」を追加</p> <p>○ 電子メールその他の電気通信の送信に、SNSブログ等へのコメント機能等を追加し、「電子メールの送信等」とし、第二項で定義付け</p>

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十三条～第二十三条 略

第十三条～第二十三条 略

○ 電子メールの送信等の定義付け

備考 改正箇所は、傍線部分である。

附則 この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。